

J R 東海労幹関西地「発」第 3 号  
2 0 2 0 年 3 月 1 3 日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑野 浩孝

### 「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急申し入れ

昨年、12月以降、中国・武漢で発生した「新型コロナウイルス」の感染は全世界に拡大し、日本国内においても感染者は日々増え続けている状況である。

政府は、感染拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきだとして、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を示した。

また、北海道の鈴木知事は、新型コロナウイルスの感染が道内で広がっていることから、「緊急事態宣言」を発出し、道民に向けて外出を控えるように呼びかけている。

さらに、マスコミ報道によると、J R 東日本で社員が「新型コロナウイルス」に感染し、職場の同僚にも感染していると報道があった。

関西新幹線サービック会社においては、2月28日付け各事業所長名で「新型コロナウイルスへの対応等について」という感染症対策の掲示が掲出された。

それには、「社員等及びその家族に感染が確認された際は、管理者に報告してください。」とあり、その内容は、社員等個人が感染症対策を行う注意喚起等だけで、J R 東海会社と契約しているサービック会社の作業に対する対策や、社員等及びその家族に感染が確認された際の対策、新幹線に感染者が乗車していたことが確認された際の対策が全くないものであり不十分である。

不特定多数の旅客が利用する公共交通機関の J R 駅舎等の清掃整備、新幹線車両の清掃整備、駅・出改札業務に従事する社員等は「新型コロナウイルス」に感染するリスクは高く、サービック会社の感染防止対策が極めて重要である。

よって、下記の通り緊急に申し入れるので団体交渉の場を設定すること。

### 記

1. 社員等に感染が確認され、出勤できない場合の勤務扱いを掲示で明らかにすること。

2. 社員等に感染が確認された際、又は社員等及びその家族に感染が疑われる要件が、出勤できない場合は、勤務扱いを有給休暇（障害休暇）とすること。
3. 社員等及びその家族が感染したと報告を受けた際、当該社員及びそれ以外の社員等に対する具体的な対応策を明らかにすること。
4. 社員等及びその家族が感染したと報告を受けた際、当該事業所の職場に対する具体的な対応策を明らかにすること。
5. 社員等が臨時休校となった子供の世話を就労できない場合が発生した際の勤務の扱いを明らかにすること。また、その場合は有給休暇を与えること。
6. 新幹線に感染者が乗車していたことが確認された際のJR駅舎等の清掃整備、新幹線車両の清掃整備、駅・出改札等の業務に対する具体的な対応策を明らかにすること。
7. 便所、洗面所の清掃整備に従事する従事者全員に適応する手袋着用を原則、義務づけること。
8. 駅舎等の清掃整備、新幹線車両の清掃整備には、全ての作業箇所に必要なアルコール消毒液と殺菌剤（次亜塩素酸水）を準備すること。

以上